

第2 連結納税基本通達関係

平成15年2月28日付課法2-3ほか1課共同「連結納税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 収益等の計上に関する通則

改 正 後	改 正 前
<p>(法令に基づき交付を受ける給付金等の帰属の時期)</p> <p>2-1-45 連結法人の支出する休業手当、賃金、職業訓練費等の経費を補填するために雇用保険法、<u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律</u>、障害者の雇用の促進等に関する法律等の法令の規定等に基づき交付を受ける給付金等については、その給付の原因となった休業、就業、職業訓練等の事実があった日の属する連結事業年度終了の日においてその交付を受けるべき金額が具体的に確定していない場合であっても、その金額を見積り、当該連結事業年度の益金の額に算入するものとする。</p> <p>㊦ 連結法人が定年の延長、高齢者及び身体障害者の雇用等の雇用の改善を図ったこと等によりこれらの法令の規定等に基づき交付を受ける奨励金等の額については、その支給決定があった日の属する連結事業年度の益金の額に算入する。</p>	<p>(法令に基づき交付を受ける給付金等の帰属の時期)</p> <p>2-1-45 連結法人の支出する休業手当、賃金、職業訓練費等の経費を補填するために雇用保険法、<u>雇用対策法</u>、障害者の雇用の促進等に関する法律等の法令の規定等に基づき交付を受ける給付金等については、その給付の原因となった休業、就業、職業訓練等の事実があった日の属する連結事業年度終了の日においてその交付を受けるべき金額が具体的に確定していない場合であっても、その金額を見積り、当該連結事業年度の益金の額に算入するものとする。</p> <p>㊦ 連結法人が定年の延長、高齢者及び身体障害者の雇用等の雇用の改善を図ったこと等によりこれらの法令の規定等に基づき交付を受ける奨励金等の額については、その支給決定があった日の属する連結事業年度の益金の額に算入する。</p>

二 棚卸資産の取得価額

改 正 後	改 正 前
<p>(法令に基づき交付を受ける給付金等の額の製造原価からの控除)</p> <p>5-1-7 連結法人が、その支出する休業手当、賃金、職業訓練費等の経費を補填するために雇用保険法、<u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安</u></p>	<p>(法令に基づき交付を受ける給付金等の額の製造原価からの控除)</p> <p>5-1-7 連結法人が、その支出する休業手当、賃金、職業訓練費等の経費を補填するために雇用保険法、<u>雇用対策法</u>、障害者の雇用の促進等に関する法律</p>

改 正 後	改 正 前
<p>定及び職業生活の充実等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等の法令の規定等に基づき給付される給付金等の交付を受けた場合（２－１－４５《法令に基づき交付を受ける給付金等の帰属の時期》の取扱いの適用がある場合を含む。）において、その給付の対象となった事実に係る休業手当、賃金、職業訓練費等の経費の額を製造原価に算入しているときは、その交付を受けた金額のうちその製造原価に算入した休業手当、賃金、職業訓練費等の経費の額に対応する金額を当該製造原価の額から控除することができる。</p>	<p>等の法令の規定等に基づき給付される給付金等の交付を受けた場合（２－１－４５《法令に基づき交付を受ける給付金等の帰属の時期》の取扱いの適用がある場合を含む。）において、その給付の対象となった事実に係る休業手当、賃金、職業訓練費等の経費の額を製造原価に算入しているときは、その交付を受けた金額のうちその製造原価に算入した休業手当、賃金、職業訓練費等の経費の額に対応する金額を当該製造原価の額から控除することができる。</p>

三 貸倒引当金

改 正 後	改 正 前
<p>(売掛債権等に該当しない債権)</p> <p>10-2-20 次に掲げるようなものは、売掛債権等には該当しない。</p> <p>(1) 預貯金及びその未収利子、公社債の未収利子、未収配当その他これらに類する債権</p> <p>(2) 保証金、敷金（借地権、借家権等の取得等に関連して無利息又は低利率で提供した建設協力金等を含む。）、預け金その他これらに類する債権</p> <p>(3) 手付金、前渡金等のように資産の取得の代価又は費用の支出に充てるものとして支出した金額</p> <p>(4) 前払給料、概算払旅費、前渡交際費等のように将来精算される費用の前払として一時的に仮払金、立替金等として経理されている金額</p> <p>(5) 金融機関における他店為替貸借の決済取引に伴う未決済為替貸勘定の金額</p> <p>(6) 証券会社又は証券金融会社に対し、借株の担保として差し入れた信用取引に係る株式の売却代金に相当する金額</p>	<p>(売掛債権等に該当しない債権)</p> <p>10-2-20 次に掲げるようなものは、売掛債権等には該当しない。</p> <p>(1) 預貯金及びその未収利子、公社債の未収利子、未収配当その他これらに類する債権</p> <p>(2) 保証金、敷金（借地権、借家権等の取得等に関連して無利息又は低利率で提供した建設協力金等を含む。）、預け金その他これらに類する債権</p> <p>(3) 手付金、前渡金等のように資産の取得の代価又は費用の支出に充てるものとして支出した金額</p> <p>(4) 前払給料、概算払旅費、前渡交際費等のように将来精算される費用の前払として一時的に仮払金、立替金等として経理されている金額</p> <p>(5) 金融機関における他店為替貸借の決済取引に伴う未決済為替貸勘定の金額</p> <p>(6) 証券会社又は証券金融会社に対し、借株の担保として差し入れた信用取引に係る株式の売却代金に相当する金額</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(7) 雇用保険法、<u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律</u>、障害者の雇用の促進等に関する法律等の法令の規定に基づき交付を受ける給付金等の未収金</p> <p>(8) 仕入割戻しの未収金</p> <p>(9) 保険会社における代理店貸勘定（外国代理店貸勘定を含む。）の金額</p> <p>(10) 法第61条の5第1項（デリバティブ取引に係る利益相当額の益金算入等）に規定する未決済デリバティブ取引に係る差金勘定等の金額</p> <p>(11) 連結法人がいわゆる特定目的会社（SPC）を用いて売掛債権等の証券化を行った場合において、当該特定目的会社の発行する証券等のうち当該連結法人が保有することとなったもの</p> <p>(注) 仮払金等として計上されている金額については、その実質的な内容に応じて売掛債権等に該当するかどうかを判定することに留意する。</p>	<p>(7) 雇用保険法、<u>雇用対策法</u>、障害者の雇用の促進等に関する法律等の法令の規定に基づき交付を受ける給付金等の未収金</p> <p>(8) 仕入割戻しの未収金</p> <p>(9) 保険会社における代理店貸勘定（外国代理店貸勘定を含む。）の金額</p> <p>(10) 法第61条の5第1項（デリバティブ取引に係る利益相当額の益金算入等）に規定する未決済デリバティブ取引に係る差金勘定等の金額</p> <p>(11) 連結法人がいわゆる特定目的会社（SPC）を用いて売掛債権等の証券化を行った場合において、当該特定目的会社の発行する証券等のうち当該連結法人が保有することとなったもの</p> <p>(注) 仮払金等として計上されている金額については、その実質的な内容に応じて売掛債権等に該当するかどうかを判定することに留意する。</p>